

令和6年度

## 特別支援教育

この試験問題は持ち帰ることができます。

なお、本問題で利用した著作物は、著作権法第36条により、試験の目的上必要と認められる限度において複製したものです。同目的以外の利用はできません。

(長野県教育委員会)

受験 番号	.....	氏 名	
----------	-------	--------	--

(特別 1)

〔問1〕 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の法令や条約に即して、( A )～( I )に当てはまる語句を書きなさい。

#### 学校教育法

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に（ A ）教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の（ B ）を克服し（ C ）を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

#### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、（ D ）を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら（ E ）する社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な（ F ）を受ける状態にあるものをいう。（略）

#### 障害者の権利に関する条約

##### 第二条 定義

##### （略）

「（ G ）」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は（ H ）の負担を課さないものをいう。

「（ I ）」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。（ I ）は、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

【問2】 以下の問いに答えなさい。

- (1) 次の【表】は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」(平成十八年厚生労働省令第十九号)に示された就労系障害福祉サービスを厚生労働省がまとめたものの一部である。(A)～(H)に当てはまる語句を【語群】ア～サから選び、記号で答えなさい。

【表】

【語群】			
ア 就労定着支援事業	イ 就労移行支援事業	ウ 可能	エ 困難
オ 就労継続支援A型事業	カ 就労継続支援B型事業	キ 2年	ク 3年
ケ 制限なし	コ 訓練	サ アセスメント	

- (2) 知的障害特別支援学校高等部に在籍しているAさんは、産業現場等における実習の際に口頭の指示だけではその日行う業務がわからず困ることがあった。Aさんの担任として、実習先の方とどのような合理的配慮を検討するか。考えられる内容を1つ書きなさい。

(特別 3)

【問3】 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」(文部科学省 平成29年4月)の一部である。これに即して、(A)～(E)に当てはまる語句を書きなさい。

第1章 総則 第3節 教育課程の編成  
(略)  
2 (A) 的な視点に立った資質・能力の育成  
(1) 各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、(A) 的な視点から教育課程の編成を図るものとする。  
3 教育課程の編成における共通的事項  
(1) 内容等の取扱い  
ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、(B)、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。  
第3章 特別の教科 道徳  
(略)  
2 各教科、(B)、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的(C)を育て、広い視野に立って道徳的(D)や行動ができるように指導する必要があること。  
3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、(E) 的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

(2) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(文部科学省 平成30年3月)の「第2章 今回の改訂の要点 2 障害の捉え方と自立活動 (1) 障害の捉え方の変化」の一部である。(F)～(H)に当てはまる語句を書きなさい。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」,「(F)」,「(G)」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、図1のように示されている。

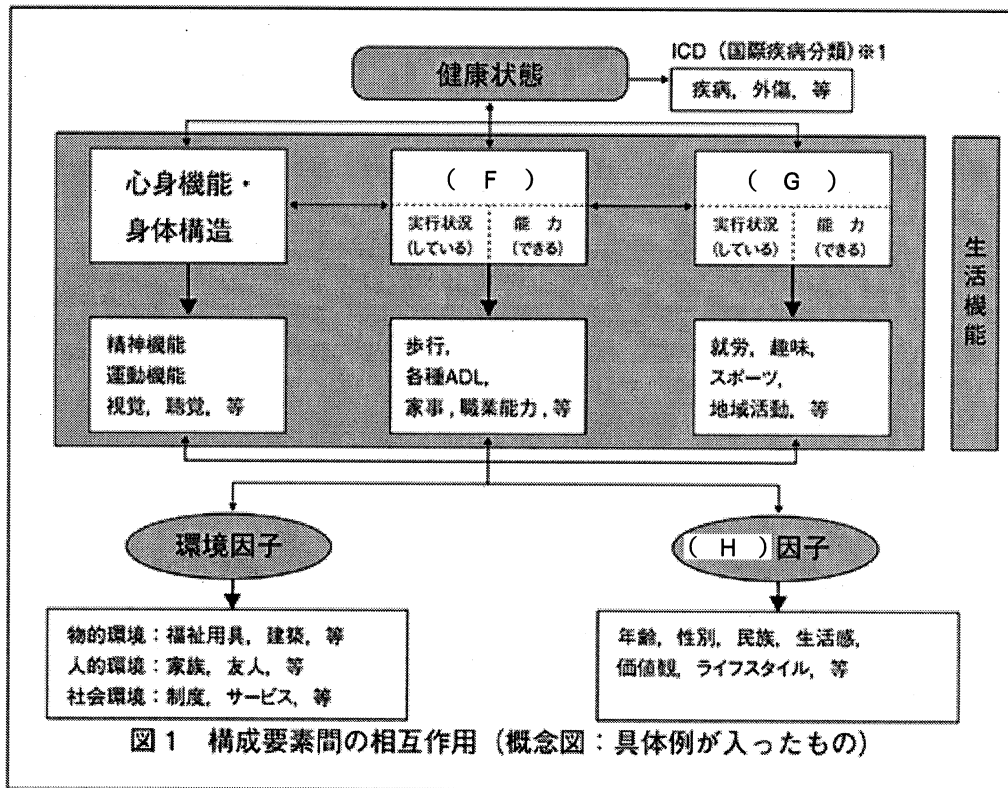


図1 構成要素間の相互作用 (概念図: 具体例が入ったもの)

(出典) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

※1 ICD (国際疾病分類) は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うために WHO (世界保健機関) が作成したものである。ICD が病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICF はそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の(F)、就労や趣味等への(G)の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

- (3) 次の【図】は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(文部科学省 平成30年3月)の「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」で示された「自閉症と知的障害のある特別支援学校中学部第1学年の生徒」に対して、具体的な指導内容を設定するまでの例である。( I )に記述する内容を【図】中のア～クから1つ選び、記号で答えなさい。また、( J )～( L )に当てはまる段階を【語群】ケ～サから1つずつ選び、記号で答えなさい。

【図】実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

【語群】

ケ 指導目標を記す段階

コ 中心的な課題を導き出す段階

サ 必要な項目を選定する段階

(特別 5)

〔問4〕 以下の問いに答えなさい。

- (1) 以下の教科用図書の規定について、( A )、( B )に当てはまる語句を下の【語群】ア～カから選び、記号で答えなさい。

【語群】

ア 学校教育法附則	イ 学校教育法施行規則	ウ 特別支援学校教育要領・学習指導要領
エ 3	オ 9	カ 82

- (2) 以下の法令等に即して、( C )～( F )に当てはまる語句を下の【語群】ア～クから選び、記号で答えなさい。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を( C )して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用( C )図書」という。）、( D )により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（文部科学省 平成30年12月）の一部

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

(1) (略)

(2) (略)

(3) 学習者用デジタル教科書の活用方法の例

(略)

(特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減)

○ 特別な配慮を必要とする児童生徒等については、文字の( C )や音声読み上げ等の機能により、教科書の内容への( E )が容易となり、効果的に学習を行うことができる場合には、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できることとなる。

○ 学習者用デジタル教科書の活用を検討する際には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨等も踏まえ、特別な配慮を必要とする児童生徒等の( F )を適切に把握し、対応に努めることが重要である。

【語群】

ア 読み取り	イ 点字	ウ 認識	エ アクセス
オ 拡大	カ 実態	キ ニーズ	ク 変更

〔問5〕 以下の問いに答えなさい。

(1) 次の【表】は、学校教育法施行令第二十二條の三及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日 25文科初第756号）に示されている特別支援学校や特別支援学級の対象となる障害の区分、種類、程度の一部をまとめたものである。これらに即して、（ A ）～（ C ）に当てはまる語句を下の【語群】ア～カから選び、記号で答えなさい。

【表】

【語群】  
ア 日常生活      イ 学校生活      ウ 医学的      エ 教育的      オ おおむね      カ 半分程度

(2) 「25文科初第756号」に示されている肢体不自由者以外の特別支援学級の対象となる障害の種類を二つ挙げなさい。

(3) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引 小学校等における医療的ケア実施支援資料」（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）の「第3編 第1章 喀痰吸引」の一部である。（ D ）、（ E ）に当てはまる語句を下の【語群】ア～オから選び、記号で答えなさい。

【語群】  
ア 吸気      イ 吃逆      ウ 鼻腔      エ 咳      オ 気管

(特別 7)

【問6】 以下の問いに答えなさい。

- (1) 次のA, Bは内閣府が紹介している「障害者に関するマーク」(内閣府ホームページ)の概要等の一部である。A, Bの説明に当てはまるマークを、ア～カから選び、それぞれ記号で答えなさい。
- A 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。
- B 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。

(2) 次の①～⑤の説明文で正しいものの組み合わせをア～カから1つ選び、記号で答えなさい。

- ① スペシャルオリンピックスは、知的障害者に様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場(競技会)を提供している。
- ② パラリンピックは、夏季競技大会と冬季競技大会がそれぞれオリンピックの翌年に開催されている。
- ③ 現在の全国障害者スポーツ大会は、身体に障害のある人と知的障害のある人の全国スポーツ大会である。
- ④ 「スポーツ基本計画」(令和4年 文部科学省)では、成人障害者の週に1回以上のスポーツ実施率70%を目指している。
- ⑤ スポーツ庁「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」(令和3年度)によれば、2021年の成人障害者のスポーツ実施率(週に1回以上及び年に1回以上)は2017年に比べ、上昇している。

[ ア ①, ④      イ ①, ⑤      ウ ②, ④      エ ②, ⑤      オ ③, ④      カ ③, ⑤ ]

(3) 次のC, Dは全国障害者スポーツ大会(日本パラスポーツ協会)の競技説明の一部である。C, Dの競技名をア～オから選び、それぞれ記号で答えなさい。

- C ジャックボールと呼ばれる白い目標球に、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールをいかに近づけるかを競う。
- D 車いすを操って、赤と白のピンが置かれたコースを前進、後進させて走る。

[ ア ボッチャ    イ フライングディスク    ウ グランドソフトボール    エ スラローム    オ ジャベリックスロー ]

(4) 次の文は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議)の一部である。これに即して、( E ), ( F )に当てはまる語句を下の【語群】ア～カから選び、記号で答えなさい。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 3. 特別支援学校における教育環境の整備(( E )の展開)

○ 特別支援学校に在籍する児童生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。一部の地域で取り組まれている特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校に( E )を置く取組については、居住する地域との結び付きを強めたり、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進したりするうえでも有意義であり、一層その普及を図っていくことが重要である。

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上 3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

○ 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約( F )割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

【語群】

ア 交流学級      イ 副次的な籍      ウ 8      エ 4      オ 2      カ 特別支援学級

(5) 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」の中で述べられている内容に当てはまらないものをア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア 特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数は増加している。
- イ 障害のある子供は特別支援学校に原則就学する。
- ウ これまで特別支援教育においては、ICTの活用が積極的に行われてきた。
- エ 特別支援学校の教師には、小学校等教諭の免許状に加えて特別支援学校教諭の免許状を所持することとされているが、教育職員免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を所持していなくても特別支援学校の教師になれる。